

平成 20 年 5 月 16 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名
日本プライムリアルティ投資法人
代表者名 執行役員 金子 博 人
(コード番号 8 9 5 5)

資産運用会社名
株式会社東京リアルティ・インベストメント・マネジメント
代表者名 代表取締役社長 萩原 稔弘
問合せ先 取締役財務部長 古屋 康夫
TEL. 03-3516-1591

投資法人債の発行に関するお知らせ

本投資法人は、平成 19 年 12 月 26 日に開催した役員会における「募集投資法人債を引き受ける者の募集に関する事項に係る包括決議」に基づき、本日、社債等の振替に関する法律による公募投資法人債の発行を決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 投資法人債の名称
日本プライムリアルティ投資法人第 10 回無担保投資法人債
(特定投資法人債間限定同順位特約付)
(以下、「本投資法人債」といいます。)
2. 投資法人債の総額
金 30 億円
3. 社債法等振替法の適用
本投資法人債は、その全部について社債法等の振替に関する法律の適用を受け、投資法人債券を発行しない。
4. 払込金額
各投資法人債の金額 100 円につき金 100 円
5. 償還金額
各投資法人債の金額 100 円につき金 100 円
6. 利率
年 1.71%
7. 各投資法人債の金額
金 1 億円

8. 募集方法
一般募集
9. 申込期間
平成 20 年 5 月 16 日
10. 払込期日
平成 20 年 5 月 30 日
11. 担保
本投資法人債には担保及び保証は付されておらず、また特に留保されている資産はない。
12. 償還方法及び期限
本投資法人債の元金は、平成 23 年 5 月 30 日にその総額を償還する。
本投資法人債の買入消却は、払込期日の翌日以降、振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。
13. 利払期日
毎年 5 月及び 11 月の各 30 日
14. 財務上の特約
担保提供制限条項が付されている。
15. 取得格付
AA－（株式会社格付投資情報センター）
A2（ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク）
A（スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービシズ）
16. 振替機関
株式会社証券保管振替機構
17. 財務代理人、発行代理人及び支払代理人
株式会社みずほコーポレート銀行
18. 引受証券会社
みずほ証券株式会社
19. 発行の理由
借入金の返済資金に充当するため
20. 資金使途
①具体的な資金使途：短期借入金の返済
②支出予定時期：平成 20 年 6 月（予定）

21. 本件実行後の借入金等の状況

①本件実行後の借入金及び投資法人債の残高

	本件実行前	本件実行後	増減
短期借入金	208 億円	208 億円	—
一年以内返済予定 長期借入金	—	—	—
長期借入金	511.83 億円	511.83 億円	—
一年以内償還予定 投資法人債	—	—	—
投資法人債	515 億円	545 億円	30 億円
有利子負債合計 (うち、長期有利子負債 (※1))	1,234.83 億円 (1,026.83 億円)	1,264.83 億円 (1,056.83 億円)	30 億円 (30 億円)

※1 長期有利子負債には、一年以内返済予定長期借入金及び一年以内償還予定投資法人債を含みません。

②本件実行後の有利子負債比率等

	本件実行前	本件実行後	増減(ポイント)
有利子負債比率	44.1%	44.7%	0.6%
長期有利子負債比率	83.2%	83.6%	0.4%

※ 1 上記有利子負債比率の計算は、便宜的に以下の計算式を用いております。

$$\text{有利子負債比率} = \text{有利子負債} \div (\text{有利子負債} + \text{出資総額}) \times 100$$

出資総額：1,567.25 億円

(出資総額の表示は、億円単位で表示し小数第3位以下を四捨五入しています。)

※ 2 長期有利子負債比率 = 長期有利子負債 ÷ 有利子負債 × 100

※ 3 各比率の計算は、小数第2位以下を四捨五入しています。

【参 考】

平成 19 年 12 月 26 日に実施した発行に関する包括決議の概要

- (1) 投資法人債の種類 : 国内無担保投資法人債
- (2) 各募集に係る募集投資法人債の総額の上限の合計額 :
1,000 億円以内
- (3) 払 込 時 期 : 平成 20 年 1 月 1 日から平成 20 年 12 月 31 日まで
- (4) 各投資法人債の払込金額の総額の最低金額その他の払込金額に関する事項の要綱 :
各募集投資法人債の払込金額は、100 円につき 99 円以上とし、各募集投資法人債の金額は、1 億円以上とする
- (5) 物上担保・保証の有無 : 物上担保及び保証は付さず、また特に留保する資産はない
- (6) 資 金 使 途 : 特定資産の取得資金、借入金の返済資金、投資法人債（短期投資法人債を含む。）の償還資金、敷金等の返還資金、改修工事等の支払資金等
- (7) そ の 他 : 本包括決議に基づく募集投資法人債の全部について、社債等の振替に関する法律の規定の適用を受けるものとする

以 上

※ 本資料は、兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会に配布しております。